

生命保険料控除を見直し

平成25年度から個人市民税・県民税の生命保険料控除が、次のとおり見直されます。

この変更は、平成24年1月1日以後に契約した生命保険等、または契約内容の変更・更新等をした一部の生命保険等に適用されます。

介護医療保険料控除を新設

これまでの「一般の生命保険料控除」「個人年金保険料控除」に加えて、入院・通院などに伴う給付部分に係る保険料「介護医療保険料控除」が新設されます。

適用限度額が変更

「一般の生命保険料控除」「個人年金保険料控除」「介護医療保険料控除」それぞれの適用限度額が2万8,000円になります。制度全体の合計適用限度額7万円は変更ありません。

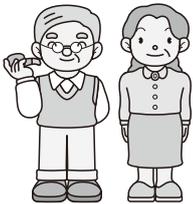
■個人市民税・県民税保険料控除額の計算方法

旧制度契約に係る控除 〔一般・年金 それぞれに適用〕		新制度契約に係る控除 〔一般・年金・介護医療 それぞれに適用〕	
年間支払保険料の金額	生命保険料控除額	年間支払保険料の金額	生命保険料控除額
15,000円以下	支払保険料の金額	12,000円以下	支払保険料の金額
15,000円超 40,000円以下	支払保険料×1/2 +7,500円	12,000円超 32,000円以下	支払保険料×1/2 +6,000円
40,000円超 70,000円以下	支払保険料×1/4 +17,500円	32,000円超 56,000円以下	支払保険料×1/4 +14,000円
70,000円超	一律35,000円	56,000円超	一律28,000円
一般・年金合わせて70,000円が限度額		一般・年金・介護医療合わせて70,000円が限度額	

今年度から改正されています

公的年金等の収入金額が400万円以下の人の申告が一部不要に

平成24年度分(平成23年分)から、その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、



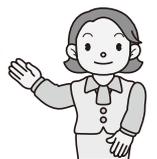
その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告書を提出する必要がなくなりました。

ただし、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外の扶養控除、社会保険料控除(国民健康保険料、国民年金等)、生命保険料控除などについては、個人市民税・県民税の申告をしなければ税額計算に算入されないため、それらの控除を受ける場合は、個人市民税・県民税の申告が必要です。

来年2・3月開催

所得税等の確定申告
個人市民税・県民税の合同申告

会場が変わります



毎年、2月中旬から3月中旬にかけて、津税務署と合同で実施している所得税等の確定申告、個人市民税・県民税の申告会場は、これまでの津センターパレス市民オープンステージから、来年はイオン津南ショッピングセンターサンバレーに変更になります。

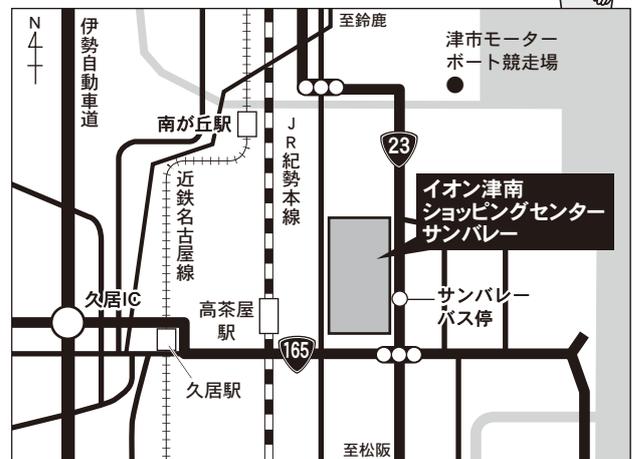
詳しい日程などは、来年1月16日発行の広報津でお知らせします。

ところ イオン津南ショッピングセンターサンバレー2階イベントホール(高茶屋小森町)

内容

平成24年分所得税等の確定申告

平成25年度個人市民税・県民税の申告



申告会場変更についての問い合わせは
津税務署(☎228-3131、自動音声案内で②を選択)